

令和2年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日（金） 午後3時30分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員（14人）

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一	
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子	
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂	
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄	
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守	

4. 欠席委員（なし）

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（4人）

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義憲	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書
について

報告第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用
について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のについて

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p style="text-align: center;">(開 会 午後3時33分)</p> <p>ただ今から、令和2年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。本日は、我々の任期最後の総会ということでございます。</p> <p>この農業委員会も、農地法が平成28年4月に改正施行され、それによって農業委員会の中身も変わったわけでございます。その一つとしましては、農業会議においては一般社団法人という形が取られ、農業委員の方も各組織の推薦もあり、公募もあり、それぞれの立場で出ていただいたわけですが、新たな農業委員会の組織においては、農業委員及び農地利用最適化推進委員という方々を、それぞれ各市町村によって人数を割り当てられ、なおかつ、農地利用最適会員におきましては、耕作面積が100ヘクタールに一人ということで、智頭町においては4名の方に出ていただいております。振り返ってみますと、いろいろ農業情勢も変わってきております。</p> <p>昨年においては人・農地プランということで、智頭町は先陣を切って、山村再生課が頑張って農家の意向調査並びに集約し、工程表を作って、それぞれの集落に出向いて、農業委員並びに農地利用最適化推進委員は地域のコーディネーター役としての指名を果たさなければならない大きな課題でもあります。特に集落関係においては、草刈最適化推進委員が土師地区の中の集落をある程度まとめていただき、これについても、農業委員会だけでは到底できる問題ではございません。行政、農協、土地改良区、普及所等々の関係機関が一つになって、それぞれ集落に出向いて皆さん方の意見を聞き、この集落においてはどういう方向で取り組んでいこうかなということで、農地を守り生かす方向というものに取り組んでいかなければならないと考えておるところでもあります。</p> <p>7月19日、これが我々の任期だということで、7月20日には新たな14名の農業委員、4名の農地利用最適化推進委員が任務に取り組みますが、今後とも、退任される方、再任予定の方、それぞれ委員の皆さんが智頭町の現状を見て、持続可能な農業がやっつけられるように、智頭町が明るい農業を取り組めるような形で取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、8番 池本英夫委員、9番 植木克茂委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の1ページをお願いします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出がありました。地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第2 報告第2号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の2ページ、3ページになります。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用で、2件提出がありました。地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第2 報告第3号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の4ページをお願いします。</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、1件提出がありました。地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>以上です。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請ついて」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>議案書の5ページをご覧ください。1番です。申請地の一筆目が穂見字柿木ノ内1021番、地目は田で、面積は469㎡と、二筆目が同じく穂見字柿木ノ内1022番、地目は田で、面積は970㎡の2筆合わせて1,439㎡です。権利種別は譲渡による無償移転となります。譲渡人は鳥取市用瀬町古用瀬41番地8の●●●●さん、譲受人が智頭1820番地8の●●●●さんです。申請事由としては●●●●さんの経営規模拡大によるものです。</p> <p>場所等につきましては、申請位置図の1ページをご覧ください。2ページには公図を、3ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p> <p>13番</p>	<p>ただいまの説明に関連して、13番 山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>6月30日に両者に会って話を聞きました。これは、所有者の●●さんが高齢で耕作する意欲がないということと、数年前から受け手の●●さんが農地の維持、管理しているということでこのような話になったそうです。別段問題ないようです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり可決いたしました。次に、番号2について事務局に説明を求めます。</p>

<p>議長(会長) 事務局書記</p>	<p>2番です。申請地の一筆目が慶所字前田505番、地目は畑で、面積は63㎡と、二筆目が同じく慶所字前田506番、地目は田で、面積は561㎡の2筆合わせて624㎡です。権利種別は売買による有償移転となります。譲渡人は鳥取市桂見657番地50の●●●●さん、譲受人が岡山県加賀郡吉備中央町田土2695番地の●●●●さんです。事由としては、空き家バンクに登録された●●さん所有の空き家に付随する農地の取得によるものです。</p> <p>場所等につきましては、申請位置図の4ページをご覧ください。5ページには公図を、6ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長) 8番</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番 池本英夫委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>6月28日に、●●さんには電話で確認しました。3年前にはご主人が草を刈ったり、田んぼで野菜を作ったりされたそうですけれども、少し体調を崩され、その後空き家バンクに登録され、今回に至っているということです。</p> <p>それで、6月29日に●●さんに電話しました。●●さんは岡山県の吉備の方に住んでおられまして、7月18日には本契約があり、年内に移転と。町内に家を借りて自分たちでできる場所はリフォームし、後は業者に頼むそうです。畑で野菜をしたい、水稲もしたい、それで永住と。部落とも交流したいとうかがいました。部落の世話人さんのところには役場の人と一緒に挨拶に行ったそうです。まあ、前向きなことだと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり可決いたしました。次に、番号3について事務局に説明を求めます。</p> <p>3番です。申請地の一筆目が惣地字松ノ瀬8番1、地目は畑で、面積は169</p>

議長(会長)	<p>m²と、二筆目が同じく惣地字大坪10番1、地目は畑で、面積は266 m²の2筆合わせて435 m²です。権利種別は譲渡による無償移転となります。譲渡人は中田249番地の●●●●さん、譲受人が中田266番地の●●●●さんです。西尾修さんの経営規模拡大によるものです。</p>
事務局書記	<p>場所等につきましては、申請位置図の7ページをご覧ください。8ページには公図を、9ページに現況の写真を付けております。</p>
議長(会長)	<p>以上です。</p>
10番	<p>ただいまの説明に関連して、10番 藤原康生委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>現地確認をしました。●●●●さんは高齢のため、今はもう中田の家には住んでおられず、姪御さんのところで暮らしておられるそうです。</p>
10番	<p>今後も農地の維持管理は難しいというところが出た話のようです。申請内容にも違いないようですし、何ら問題ないようです。</p>
議長(会長)	<p>以上です。</p>
10番	<p>説明が終わりました。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
議長(会長)	<p>(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり可決いたしました。</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p>
議長(会長)	<p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。</p>
議長(会長)	<p>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
議長(会長)	<p>それでは、議案書の6ページです。</p>
議長(会長)	<p>番号1です。土地の所在地が埴師字塩田25番、登記簿地目は田んぼで、現況は原野、面積は9.91 m²です。所有者の方が木原92番地の●●●●さんです。非農地の事由としては「昭和27年から原野として利用し、現在に至る。」ということです。</p>

事務局書記	<p>場所につきましては、申請位置図の10ページに位置図をご覧ください。11ページには公図を、12ページに現況の写真を付けております。以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、私1番小林功が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p> <p>6月29日に、●●●●さんの父親の●●さんと現地確認をしました。今から60年ほど前に、上の山林を持っておられる方に既に売ってしまっている。だから非農地にしてその方に引き渡すのだということです。当時、もう自分の地になるのだからと植林され、現在残った部分には日陰になり、畑としても使えない状態なのでやむを得ないと判断しました。以上であります。</p>
1 番	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり承認いたしました。それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第4回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後3時26分)</p>
議長(会長)	

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年7月10日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 池本 英夫

智頭町農業委員会委員 植木 克茂